

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

#### 薩摩川内市条例第 4 号

##### 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例

薩摩川内市手数料条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 1 の項第 2 号中「1, 1 8 0, 0 0 0 円」を「1, 4 5 0, 0 0 0 円」に、「1, 4 1 0, 0 0 0 円」を「1, 7 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 5 9 0, 0 0 0 円」を「1, 9 2 0, 0 0 0 円」に、「1, 9 5 0, 0 0 0 円」を「2, 3 6 0, 0 0 0 円」に、「2, 2 7 0, 0 0 0 円」を「2, 7 4 0, 0 0 0 円」に、「4, 5 5 0, 0 0 0 円」を「5, 6 4 0, 0 0 0 円」に、「5, 8 2 0, 0 0 0 円」を「7, 2 4 0, 0 0 0 円」に、「7, 0 7 0, 0 0 0 円」を「8, 7 9 0, 0 0 0 円」に改める。

別表第 3 の 5 9 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の 6 0 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行う事務に係る手数料について適用し、同日前に行った事務に係る手数料については、なお従前の例による。